

財務書類作成にあたって

地方公共団体の予算、決算、財政状況等については、地方自治法等の規定により公表が義務付けられています。一戸町でも「広報いちのへ」等を通して、住民の皆様へお知らせしているところですが、その内容は、単年度の歳入・歳出の収支を中心とする財政状況等であり、町の資産や負債についての情報が不十分な面もあります。

一戸町では、町の資産、負債を含めた財政状況を的確に把握し財政健全化の一助とするとともに、住民の皆様により分かりやすくお知らせするために、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しました。

なお、この財務書類は、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月。以下、「報告書」という。）で示された「総務省方式改訂モデル」に基づき作成しています。

また、作成する財務書類は、「普通会計」の他、一戸町の全ての特別会計を含めた「一戸町全体」、関係一部事務組合や第三セクター等を含めた「連結」の3種類です。連結対象となる会計・法人等は次のとおりです。

連 結	一 戸 町 全 体	普通会計	一般会計(介護サービス事業除く)
			土地取得特別会計
			水道事業会計
			索道事業特別会計
			工業団地事業特別会計
			農業集落排水事業特別会計
			下水道事業特別会計
			個別生活排水処理事業特別会計
			介護サービス事業
			国民健康保険事業勘定特別会計
			老人保健特別会計
			後期高齢者医療特別会計
			一戸町社会福祉基金
		一戸町民まちづくり公社	
		結愛サービス公社	
		二戸地区広域行政事務組合(比例連結)	
		岩手県市町村総合事務組合(比例連結)	
岩手県後期高齢者医療広域連合(比例連結)			

I 貸借対照表

1. 貸借対照表とは

貸借対照表は、バランスシートとも呼ばれ、企業などの財務状態を明らかにするため、一定の時点において、保有するすべての資産、負債、純資産のストックの状況を全体的に表示した表で、「資産＝負債＋純資産」という形で示されます。

資産は、資金の使途であり、町の資産総額です。負債と純資産は資金の源泉であり、負債は将来負担しなければならない金額で、純資産は将来返済を要しない金額といえます。

地方公共団体の貸借対照表は、合理的な経営管理に役立てるため、経営資源の状況と、それを調達するための財源の状況を明らかにしたものです。皆様から預かった税金を効率的に活用することが求められている自治体の財政運営に役立つものと考えられています。

2. 作成上の基準等

(1) 有形固定資産

有形固定資産の評価額は、決算統計における普通建設事業費の累計額を基礎とし、土地以外について減価償却を行っています。

また、貸借対照表上の科目と決算統計・会計等の区分との対応関係は次のとおりです。

貸借対照表上の科目	決算統計・会計等の区分
生活インフラ・国土保全	土木費、下水道事業特別会計
教育	教育費
福祉	民生費、介護サービス事業、一戸町社会福祉基金、結愛サービス公社
環境衛生	衛生費、水道事業会計、個別生活排水処理事業会計
産業振興	農林水産業費、労働費、商工費、工業団地事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、一戸町民まちづくり公社
消防	消防費
総務	総務費、その他

(2) 売却可能資産

売却可能資産は、翌年度予算において財産収入として措置されている土地・建物を対象とし、土地は固定資産税評価額相当額（年度末現在）を0.7で除した額、建物は保険金額から減価償却累計額を控除した額としました。

(3) 回収不能見込額

回収不能見込額は、過去5年間の繰越調定額に占める不能欠損額の割合を、収入未済額に乗じた額としました。

(4) 退職手当引当金

退職手当引当金は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第11条に基づき算出した額としましたが、退職手当組合積立金の一戸町持分相当額がマイナスの場合、この絶

対値を加算した額を退職手当引当金とします。

(5) 連結時の相殺消去

連結する際には、水道事業会計や第三セクターへの出資金、下水道使用料の未払金等の連結内部取引をそれぞれ相殺消去しています。

II 行政コスト計算書

1. 行政コスト計算書とは

貸借対照表は、地方公共団体の資産、負債等の状況を明らかにするものですが、地方公共団体の行政活動は、将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスが大きな比重を占めています。この行政サービスの提供のために地方公共団体がどのような活動をしたのかについて把握することも重要です。

企業会計に使われている損益計算書は、期間損益計算を目的とするものですが、営利活動を目的としない地方公共団体では、あるサービスにどれだけのコストがかかっているかなど、行政コストの内容自体の分析を行うことを目的とするものです。

2. 作成上の基準等

(1) 経常行政コスト

行政目的別の区分は貸借対照表と同様ですが、国民健康保険事業勘定特別会計、老人保健特別会計及び後期高齢者医療特別会計は「福祉」に含めます。

退職給与引当金繰入等及び賞与引当金繰入額は、人件費の割合によって行政目的別に按分して計上しました。

(2) 経常収益

保険料には、国民健康保険事業勘定特別会計の国民健康保険税及び後期高齢者医療特別会計の後期高齢者医療保険料を計上しています。

事業収益には、各公営企業の事業収入のほか、第三セクターの事業収入を計上しています。

(3) 連結時の相殺消去

連結する際には、各会計間の繰入繰出金、第三セクターとの取引高、一部事務組合への負担金等の連結内部取引をそれぞれ相殺消去しています。

III 純資産変動計算書

1. 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、貸借対照表の「純資産の部」が、会計期間中にどのように増減したのかを表す計算書です。「純資産」の内訳である「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産

等整備一般財源等」、「その他一般財源等」及び「資産評価差額」ごとに、増減の要因を表示しています。

2. 作成上の基準等

(1) 増減要因

原則として「報告書」に基づく区分によるものとしましたが、「その他」には、工業団地事業特別会計が保有する未売却土地の評価差額、有価証券・基金等の決算統計上の調整額を計上しています。

(2) 連結時の相殺消去

連結する際には、貸借対照表及び行政コスト計算書において対象となった金額を同様に相殺消去しています。

IV 資金収支計算書

1. 資金収支計算書とは

資金収支計算書とは、一会計年度における行政活動の資金の増加又は減少の状況を表したもので、その行政活動を「経常的収支」、「公共資産整備収支」、「投資・財務的収支」の三つの部に区分して表示しています。普通会計では、歳計現金に着目していることから、従来の歳入歳出決算書と基本的な考え方は同じといえます。

2. 作成上の基準等

(1) 資金の範囲

資金の範囲は、「普通会計」では、歳計現金、「一戸町全体」及び「連結」では、歳計現金に財政調整基金及び減債基金の残高を加えた額です。

(2) 連結時の相殺消去

連結する際には、貸借対照表及び行政コスト計算書において対象となった金額を同様に相殺消去しています。

(3) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報（普通会計のみ）

基礎的財政収支とは、公債費及び財政調整積立基金等積立額を除いた歳出と、地方債発行額及び財政調整基金等取崩額を除いた歳入との収支で、プライマリーバランスともいいます。

収支額が黒字の場合は、地方債残高が減少していることとなり、赤字の場合は、地方債残高が増加していることを示します。